

経済協力展開プロセスに見るASEAN経済統合 —— 経済協力から経済共同体設立へ ——

吉川 敬介

はじめに

東南アジア諸国連合（Association of South East Asian Nations、以下ASEAN）は、2015年のASEAN共同体（ASEAN Community; AC）創設を実現させるべく、様々な取り組みを進めてきた。ACは、ASEAN社会・文化共同体（ASEAN Socio-Cultural Community; ASCC）、ASEAN政治・安全保障共同体（ASEAN Political-Security Community; APSC）、ASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community; AEC）の3つの共同体によって構成され、実現すればアジア地域における最初の共同体となる。

このACを構成する3つの共同体の中でも経済分野におけるAECは、実行取り組みの始動が最も早く、2007年11月、シンガポールで開催された第13回ASEAN首脳会議において、その創設に向けた工程表となるASEAN経済共同体ブループリント（ASEAN Economic Community Blueprint、以下、ブループリント）が採択された。現在、ASEANはこのブループリントに沿ってAECの創設に向けた取り組みを続けており、単一の市場および生産拠点、競争力の高い経済、公平な経済発展、そしてグローバル経済への完全な統合を目指している¹。

ASEANでは、1970年代に経済協力が始動し、これまでに様々な域内経済協力スキームが実行されてきた。1990年代にその創設が進められてきたASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area; AFTA）およびASEAN投資地域（ASEAN Investment Area; AIA）は、それまで行ってきた経済協力とは、その性格および達成度合いの双方において異質かつ大規模なものであったが、AECはこのAFTA・AIAの延長線上にある取り組みである。すなわちAECは、自由貿易・投資地域の創設を内包した包括的な経済統合体を意味し、近年、様々な分野の企業が進出を図っている東南アジア経済において、その創設の成否は、アジア経済のみならず国際経済全体における大きな関心事項であろう。

こうしたことから、本研究では、間もなく設立されるAECの概要を把握するため、これまでに実施されてきたASEAN経済協力の経緯と背景を明確にし、それらとの関連性のうえでASEAN史におけるAEC設立の意義について明らかにする。

1. 本研究における論点と目的

本研究は、まもなく創設されるAECの現状と概要について明らかにするものであるが、それは1970年代から本格化した今日に至るASEAN経済協力から見て、新たな段階に入ることの意味している。この新たな段階への移行について理解を進める前提として、本節ではこれまでのASEANに関する諸研究を整理しながら、AECとの関連性について論じる。

そもそもASEANという機構および組織について論じる際には、その性格を把握するために、それがどのようなプロセスを通じて運営されているのかを知る必要がある。今日までのASEAN研究史において、それを明らかにしてきたのは岡部達味(1977、1989)、黒柳米司(1977、2003、2005、2006)、そして山影進(1991、1997、2001、2003)に代表される政治分析であり、これらの研究によって機構設立の背景と経緯が明らかにされてきた。そして、組織および機構的性格をより正確に表現したのが、Thambipillai and Saravanamuttu(1985)およびAcharya(2001)による研究であり、彼らはASEAN独自の意思決定プロセスとその特徴について明らかにした。この独自の意思決定プロセスは政治的ダイアログの場においてだけでなく、これまで実施されてきたASEAN経済協力における意思決定プロセスにおいても機能し、AECを含むACの行動規範として採択された「ASEAN憲章」(ASEAN Charter)に受け継がれている点で本研究との関連性が高い。

このThambipillaiらが各種議事録の詳細な分析に基づき明らかにしたASEAN独自の意思決定プロセスとは、いわゆる衝突回避のための「棚上げ方式」なのであるが、それはAcharyaによって「ASEAN Way」と称された²。このASEAN Wayは意思決定を要する様々な事案において、あえてその事案を棚上げすることで、加盟国間における過度の利害衝突を防ぎ、機構自体の瓦解を防いできた。その機能は今日までに実施されてきた様々な経済協力学キームとその対話プロセスにおいても同様に見られ、それが今日までの機構維持と発展に大きく寄与している³。また、このASEAN Wayの理念は、経済的合意について加盟国の柔軟な参加を促すことを目的に規定された「ASEANマイナスX方式」(第7章第21条)としてASEAN憲章に反映されている⁴。すなわち、本研究で論じるAECにおける意思決定プロセスは、欧州連合(European Union; EU)が採用している特定多数決方式ではなく、それまでのASEAN経済協力においても機能してきたASEAN Wayを踏襲していることが分かる。

次に、AECへと繋がるASEAN経済協力についての諸研究について整理したい。ASEAN経済協力に関しては、これまで多くの研究者によって論じられてきたが、その中でもSur-

iyamongkol (1988)、清水一史 (1998、2009 a, b)、そして石川幸一 (2009) による貢献は大きく、それらは今日までのASEAN経済協力を理解するうえで欠かすことはできない。Suriyamongkolは外部提言に基づき 1970 年代から 1980 年代の期間を中心に展開された初期のASEAN経済協力について、それら提言の概要と展開されたプロジェクトの実施における各国の対応、そして政治経済両面における背景について明らかにし、それは初期のASEAN経済協力をあつかう多くの研究の礎となってきた。そして清水一史による研究では、ASEAN経済統合に関する経済学的な研究の欠落が問題視され、初期のASEAN経済協力を「集团的輸入代替重化学工業化戦略」として位置付けつつ、その後に進展したBBCスキームについて明らかにし、近年ではAECおよびASEAN憲章の概要について明らかにしてきた。また石川幸一は、AEC設立のための行動計画であるブループリントについて明らかにした。本研究では自著に加えて⁵、これらのASEAN経済協力およびAECに関する先行研究を踏襲し、そしてASEAN各種会合における議事録や諸資料に基づき、まもなく設立されるAECについて、過去のASEAN経済協力との違いやその設立意義について論じる。

2. これまでのASEAN経済協力の歩み

2.1 集团的輸入代替重化学工業化 (1970~80 年代初め)

ASEAN経済協力の歴史は、1970 年代までさかのぼる。始動のきっかけは、南北問題を背景に 1974 年国連第 6 回特別総会において採択された新国際経済秩序 (New International Economic Order ; NIEO) 樹立宣言、それにともない実施された国連アジア極東経済委員会 (Economic Committee for Asian and the Far East ; ECAFE) による調査、そして 1972 年にASEAN側に提出された報告書にある⁶。NIEO樹立の背景には途上国経済の停滞要因を構造的問題に求める構造主義の台頭があげられるが、それによって開発途上国では経済的自立に向けた機運が高まり、それは国連による政策提言を通じてASEANにも影響を与えたのである。その後展開されたASEAN経済協力では、基本的にはこの国連報告書が直接的に採用され⁷、特惠関税制度 (Preferential Tariff Arrangement ; PTA)、ASEAN産業計画 (ASEAN Industrial Project ; AIP)、ASEAN工業補完 (ASEAN Industrial Complementarity ; AIC) という 3 つのプロジェクト (以下、集团的輸入代替重化学工業化) への取り組みが開始された⁸。

表1 集团的輸入代替重化学工業化における提言反映状況

国連調査報告書	ASEAN協和宣言	集团的輸入代替重化学工業化
選択的貿易自由化 Selective Trade Liberalization	貿易協力 (宣言文B-3)	PTA (特惠貿易協定)
パッケージ・ディール Package Deal	経済協力と貿易協力 (宣言文B-2, B-3)	AIP (ASEAN産業計画)
工業補完協定 Industrial Complementarity Agreements	大規模工業プロジェクト (宣言文B-2)	AIC (ASEAN工業補完)

(出所) 筆者作成。

この集团的輸入代替重化学工業化のうち、最もスムーズに実行に移されたのはPTAであった。1977年1月マニラで開催された第3回ASEAN経済閣僚会議(ASEAN Economic Ministers Meeting; AEM)において合意されたPTAは、1977年2月のバリ・サミットにおいて召集された第2回ASEAN特別外相会議で署名された「ASEAN特惠貿易協定」(Agreement on ASEAN Preferential Trading Arrangement)に基づき運用された⁹。またPTAは、基本的にAIPとAICにおいて承認されたプロジェクトに対して適用され、品目ごとにプロジェクトに関わる相互の国で貿易自由化交渉を行うものであった¹⁰。PTAの合意締結は早期に達成され、その後適用品目の拡大も見られたが、適用対象であるAIP・AICの消極的展開と各国の自由貿易に対する意識の違いから、参加国がリスクの少ない品目への適用に偏ったため、成果は小さかった¹¹。

AIPについては、1976年3月の第2回AEMで各プロジェクトの実施可能性調査に関する割り振りが決定され、尿素肥料(インドネシア、マレーシア)、過燐酸肥料(フィリピン)、ディーゼルエンジン(シンガポール)を担当することが決定された¹²。そして、1980年3月ASEAN特別外相会議において「AIP基本協定」(Basic Agreement on ASEAN Industrial Projects)が調印され、始動へといたった¹³。しかしながら、実質的操業へと至ったのはインドネシアとマレーシアが担当した尿素肥料プロジェクトだけであり、その後変更したカリウム採掘プロジェクト(タイ)と銅精錬プロジェクト(フィリピン)は頓挫してしまう。またディーゼルエンジンについても、既に当該品目を製造していたインドネシア、フィリピン、タイとの間で競合問題が発生し、シンガポールがプロジェクト放棄を選択したことで消滅した¹⁴。

AICについては、1981年6月の第14回ASEAN外相会議(ASEAN Ministerial Meeting: AMM)において「AIC基本協定」(Basic Agreement on ASEAN Industrial Complementarity)が調印され、最も遅れて始動した¹⁵。AICは1980年10月にバンコクで開か

れた第10回AEMにおいて最初のパッケージが採用されたが、これはいわゆる「ASEANカー構想」と呼ばれるもので、同会議ではインドネシアのディーゼルエンジン(80~135馬力)、マレーシアのスポーク、ニップル(管継手)、タイミングベルト、駆動チェーン、フィリピンの乗降用パネル、シンガポールの多用途ジョイント、そしてタイの車体パネル(1t以上の自動車)¹⁶が分担・決定された。しかし、多国籍企業に対して恩恵をもたらすのではないかというASEAN諸国の危機感や制度上の問題もあり、実現されなかった¹⁷。

2.2 工業化協力姿勢の維持(1980年代)

かくして、ASEAN初の経済協力であった集团的輸入代替重化学工業化は、その殆どのプロジェクトにおいて頓挫したが、こうした深刻な状況を受け、より小規模かつ緩和された条件によるプロジェクトが提起された¹⁸。1982年5月の第13回AEMでは、開催国であるフィリピンのマルコス大統領がASEAN工業合弁事業(ASEAN Industrial Joint Venture; AIJV)の重要性について言及し、それを受けて同計画の策定および調印日程が仮決定された¹⁹。当初の予定から遅れはしたが、1983年11月の特別外相会議において「AJIV基本協定」(Basic Agreement on ASEAN Industrial Joint Ventures)が調印され、プロジェクトが始動することになった。このAIJVはASEAN商工会議所連合(ASEAN Chambers of Commerce and Industry Council; ASEAN-CCI)の提案を基にした民間主体プロジェクトであるが²⁰、その内容は、①参加国が最低2カ国以上、②域内企業による最低出資比率51%、③既存事業には3年間の最低特惠マージン50%譲許²¹、③新規事業には②に加えて3年間の排他的(独占)生産権が与えられるというものであった。実施に関しては、1985年5月の第17回AEMにおいて、証書用紙(マレーシア、ブルネイ)、カリ長石・石英(タイ、インドネシア)、加工食肉(タイ、フィリピン)が、そして1986年8月の第18回AEMにおいて自動車用照明(マレーシア、フィリピン)、バイク用電子部品(マレーシア、タイ)が承認された²²。しかし、以前に比べ外資に対する条件は緩和していたものの、実施規模が小さいために大きな成果は上げられなかった。

また、日本の三菱自動車からの提案を受けて、ブランド別補完(Brand to Brand Complementarity; BBC)も実施された。BBCは1981年の第6回AEMで覚書の合意が成されていたにもかかわらず調整が難航し、最終的には1988年10月の第20回AEMでようやく協定調印が行なわれ、始動にかなりの時間を要した。このスキームは、自動車部品の域内分業確立およびOEM供給を実施するためのもので、AICの流れを踏襲しつつ、AIJVのような民間しかも外資参加型のスキームであったが²³、制度上の手続きの煩雑さと、自動車部門

のみの小規模な展開であったため、AIJVと同様に大きな成果はもたらさなかった²⁴。

2.3 自由貿易・投資地域の創設（1990年代）

1970年代から始動した工業化協力は、上述したように大きな成果を生むことなく頓挫していったが、1990年代、ASEANは経済協力の大きな転換を図った。当時、ASEAN諸国は関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade；GATT）のウルグアイ・ラウンドを通じ、熱帯果樹を含む農産物輸出拡大を目論んでいたが²⁵、その長期化にともなう悲観的状况に加え、南米南部共同市場（Mercado Común del Sur；MERCOSUR）や北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement；NAFTA）の設立、さらには中国経済の台頭という他地域との競争に直面していた。こうした状況は、外部機関による諸提言にも表れており、それがASEAN経済協力に転換をもたらしたのである。

第一の提言は、ASEAN-CCIによってもたらされた。ASEAN-CCIは1986年7月の第28回ASEAN-CCI委員会において、ASEAN経済協力および統合に関する提言を行なうことを目的として、有識者で構成される「G-14」（Group of Fourteen）を立ち上げた。そして、1987年7月3日、G-14は報告書「ASEAN: *The Way Forward*」（以下、G-14報告書）をASEAN-CCIに提出し、それは約1週間後の7月9日から開催されていた第19回AEMにおいて公表された²⁶。このG-14報告書では、①ASEANにおける自由貿易システムの構築—非関税障壁（Non-Tariff Barriers；NTBs）の効果的削減、原産地規制の緩和（40%以下へ）、AIJVにおける特惠マージン100%譲許、「6 マイナスX（ASEANマイナスX）」方式による全ての非農産物における特惠マージン50%譲許と除外品目廃止（PTAの効果的運用）、②ASEAN工業化協力の新段階—投資誘導競争力の強化を目的としたASEAN投資憲章（ASEAN Charter on Investment）の採択、AIJV制度の強化による実施事業数の拡大、③各事業を支援するインフラ構築—輸送ネットワーク強化（船舶、鉄道、道路）、「ASEAN投資貿易組合」（ASEAN Trade and Investment Corporation）の設置と金融システム強化、④制度的課題への対応—広範囲の課題を扱う閣僚級の新機関の設立、ASEAN事務局の再構築、年1回の首脳会談常設の4項目が提言され²⁷、また、AIJVの強化が海外投資家に恩恵をもたらし、それにより外資を引き付けることが可能であるとして既存の経済協力の改良を重視するスタンスが取られていた²⁸。すなわちG-14報告書は、既存の経済協力であるPTAおよびAIJVの強化によって、ASEANにおける「開かれた」市場の形成、工業化、そして外資誘引の推進を図り、さらにインフラ整備や組織改革、そして

ASEAN外交を含んだ包括的な提言であった。

第二の提言は、シンガポールの東南アジア研究所 (Institute of Southeast Asian Studies ; ISEAS) によってもたらされた。1987 年 2 月、ISEAS の「ASEAN 経済研究ユニット」(ASEAN Economic Reserch Unit ; AERU) は「ASEAN: *The Task Ahead*」(以下、AERU 報告書) を取りまとめた²⁹。この報告書では、特惠関税協定 (preferential trading arrangement)、制限的自由貿易地域 (limited free trade area)、自由貿易地域 (free trade area)、関税同盟 (customs union)、共同市場 (common market) という順序による ASEAN 貿易地域形成の可能性を論じたうえで、①インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイで構成される関税同盟の結成、②①の国々は中間水準にあるマレーシアの関税率もしくはそれ以下での共通域外関税の設定、③既に関税率が十分に低いシンガポールとブルネイは原産地規制を設定した上で①とリンクした自由貿易地域を設立し PTA を明確化、そして④これらを 10 年間の計画策定に基づいて実施し、年間関税引き下げ率の設定および非関税障壁の削減を実施するよう提案した³⁰。G-14 報告書が既存の制度を基礎にした提言であったのに対して AERU 報告書は全く新しいものであり、また、これまで実施されてきた ASEAN 経済協力における ASEAN 政府および ASEAN-CCI の官僚主義を批判し、新たな経済協力においてより民間へ権限を委譲することを提案するという急進的な内容であった³¹。

表 2 G-14 提言・AERU 提言比較

提言機関	主な内容	特徴
ASEAN 商工会議所連合 Group of 14 (ASEAN-CCI)	<ul style="list-style-type: none"> 自由貿易システムの構築 (PTA の応用) 新工業化協力と原産地規制緩和 投資憲章採択と投資組合設立 既存組織改革と担当機関設立 	従来の PTA を利用した工業化協力を踏襲しつつ、外国資本受け入れ姿勢を軟化。また民間部門活用とそのための組織整備を提言。
東南アジア研究所 ASEAN 経済研究ユニット (ISEAS-AERU)	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイによる関税同盟 関税率は実施国の中間水準 シンガポール・ブルネイは自由貿易地域設立 民間部門への権限移譲 	それまでのプロジェクト別貿易自由化ではなく、完全な関税同盟を結成。民間部門主体の運用と組織整備を提言。

(出所) 筆者作成。

これらの提言をもとに、ASEAN が新たな経済協力として創設を目指したのが AFTA である。AFTA は、1992 年 1 月の第 4 回 ASEAN 首脳会議において「1992 年シンガポール宣言」(Singapore Declaration of 1992) とともに署名された「ASEAN 自由貿易地域のための共通効果特惠関税協定」(Agreement On The Common Effective Preferential Tariff

Scheme For The ASEAN Free Trade Area、以下、CEPT) に基づいてその創設が進められた。このAFTA創設のためのCEPT協定では、HS分類に基づいたタリフライン(Tariff Lines)³²による一括引き下げ方式が採用され、年間引き下げ率およびスケジュールが設定されたが、これは、それまでのPTAによる品目別交渉よりも積極的な自由貿易推進姿勢を表していた³³。その一方で、セーフガード措置については、ASEAN諸国の裁量に任せられた緊急輸入停止措置の適用を認め、紛争処理機関を設置せず、またCEPT適用を免れる例外品目や一時的除外も認められるなど、柔軟な制度進捗姿勢も見せていた。この制度においてみられる二面性は、全体的かつ強制的な側面を有するCEPTを持続的に進展させていく上で不可欠な「曖昧さ」をシステムとして組み込んだ結果であり、いわゆるASEAN Way的手法の1つと言えるだろう。

こうしたAFTA創設と同時期に進展した経済協力がAIAである。AIAとは投資自由化地域の創設を目指すものであるが、これは1995年12月の第5回ASEAN首脳会議で投資自由化地域創設に向けた取り組み開始が決定された³⁴。また、1996年9月の第28回AEMではAIAという表現が正式に用いられると同時に、ASEAN事務局と高級経済担当事務レベル会議(Senior Economic Officials Meeting; SEOM) に対してAIA創設に向けた報告書作成が依頼され³⁵、そしてそれに対応すべく、それまでASEAN域内において有効であった1987年投資協定の修正が行なわれた³⁶。最終的に、1998年10月の第30回AEMにおいて「ASEAN投資地域枠組み協定」(Framework Agreement on the ASEAN Investment Area、以下、AIA協定)の締結と、閣僚級の委員会であるAIA評議会(AIA Council)の設置が決定され、AIA創設が推進されることになった³⁷。このAIA協定では、主に①投資政策、規定、対応措置、手続きにおける透明性確保、②域内への直接投資流入を妨げる措置や手続きの撤廃、③資本および人(熟練労働力および専門技術者)の移動、技術移転の4項目が規定され、そして、特定の例外を除き、ASEAN域内投資については2010年、そして域外投資について2020年までに内国民待遇付与と参入制限分野撤廃を実施するとされ、域外資本誘致が強く意図されていた³⁸。

AFTAおよびAIA創設に向けた取り組みによって、ASEAN経済協力は域内経済統合という新たな段階へ転換したわけであるが、それまでの工業化協力に対する努力が消滅したわけではなかった。1994年第26回AEMでは、継続されていたAIJVとBBCの総括が成され、また、ASEAN-CCIおよびSEOMとの間でAFTAへの連携を確認するとともに、工業化協力に向けた話し合いが行なわれた³⁹。さらに、翌年9月の第27回AEMにおいても、現状のAIJVとBBCの継続について確認され⁴⁰、この流れを受け、ASEAN-CCIの提案に基づ

き1996年に「ASEAN産業協力計画基本協定」(Basic Agreement on the ASEAN Industrial Cooperation Scheme、以下、AICO協定)が成立した。継続されていたAIJVとBBCはAICO協定締結にともない失効したが⁴¹、AICOそれらの発展型スキームと位置付けられ、基本的にはそれら2つのスキームを踏襲したものであった。このAICOは、最低2カ国で各々1つの企業が参加し、AICO事業の適用によって恩恵を受けるといふものスキームであるが⁴²、それ自体に特惠関税制度が組み込まれており、PTAを基礎として実施されてきた以前の工業化協力とは性質が異なる。すなわち、AICOはAIJVとBBCだけでなく、PTAをそのメカニズムに内包したものであった。

このように、ASEANを取り巻く国際経済情勢の変化は、AFTA、AIA、AICOという新たな域内経済協力への進展という転換をASEANにもたらした。この新たに転換を図ったASEAN経済協力の特徴は、それらの目的は総じて域内への投資誘導にあり、それらは1つのパッケージとして捉えられる。

3. ASEANにおける経済統合の進展

3.1 AFTA・AIAを基にした経済統合

AFTA創設のためのCEPTによる関税引き下げメカニズムは、基本的にAFTA評議会において検討された後、AEMおよびASEAN首脳会議において決定されるプロセスを経た。1992年12月の第3回AFTA評議会では、CEPT適用品目(Inclusion List; IL)が達成期限別に、ファースト・トラック(Fast Track; FT)とノーマル・トラック(Normal Track; NT)とに分けられ⁴³、1993年10月の第4回会議では、ASEAN6(インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、ブルネイ)における関税引き下げの開始時期が1994年と決められた⁴⁴。こうして開始されたAFTA創設の取り組みであるが、その実行計画となるCEPTには、ILから除外される除外品目(Exclusion List; EL)が設けられ、その後の制度改訂も含め、そこには①引き下げ準備が万全ではない一時除外品目(Temporary Exclusion List; TEL)⁴⁵、②安全保障・生命・学術価値に関わる一般例外品目(General Exceptions List; GE)、③未加工農産物を多く含む順次ILへ移行されるセンシティブ品目(Sensitive List; SL)、そして④コメ等に適用されている高度センシティブ品目(Highly Sensitive List; HSL)が設けられるなど、CEPTスケジュール実施に対する柔軟性が付与された⁴⁶。

また当時の国際経済情勢を表すように、CEPTによるAFTA創設はAFTA評議会主導の下で積極的に進められ、1994年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー、そして1999年

にカンボジアが新たにASEANへ加盟した際も、AFTA評議会ではそれら後発加盟4ヵ国（Cambodia、Laos、Myanmar、Vietnam、以下、CLMV）に対するCEPT適用が加盟後迅速に決定された⁴⁷。また、こうしたCEPT適用拡大だけでなく、期限前倒し（リスケジュール）も積極的に進められた。1994年9月の第5回AFTA評議会において、TELのIL移行とリスケジュールが決定されると⁴⁸、1998年10月の第12回会議でも再度リスケジュールが決定され、それは1998年12月に開催された第6回ASEAN首脳会議で合意された。そこでまとめられた「大胆な措置に関する声明」（Statement on Bold Measures, Ha Noi, Viet Nam, 16 December 1998、以下、SBM）および「ハノイ行動計画」（Ha Noi Plan of Action、以下、HPA）は、CEPTリスケジュールを反映したものとなった⁴⁹。既に述べたように、1992年12月の第3回AFTA評議会において、CEPT適用品目群はNTとFTに分けられ、関税引き下げスケジュールも異なっていたが⁵⁰、このSBM・HPAに基づいてNT・FT分類とその分類基準とされていた既存関税率20%の境界は削除された。そして、1999年9月の第13回AFTA評議会では、CEPTにおけるILについて、ASEAN 6は2015年、CLMVは2018年までに関税を撤廃することが決定され⁵¹、それらは同年11月の第3回非公式ASEAN首脳会議によって、ASEAN 6が2010年、CLMVが2015年へとさらに短縮された。このようにCEPTに基づくAFTA創設は、繰り返されるリスケジュールと制度拡充を経て、着実に進展していったのである。

AIAについては、SBMおよびHPAによりAFTA・AICOと同様に強化スキームとして位置付けられ、SBMによって即座にリスケジュールが行われた。そのため、分野制限撤廃の期限は、ASEAN 6は2010年から2003年へ、そしてCLMVについては、ミャンマーが2015年から2003年、ベトナムが2015年から2010年、そしてラオスは2013年から2010年へと短縮された⁵²。さらに2001年9月の第4回AIA評議会では、NAFTA、EU、そして1994年から構想が推進されていた「米州自由貿易地域」（Free Trade Area of the Americas；FTAA）に対するAIAの競争力について議論され、それらの懸念から、非AIA諸国に対する開放時期をASEAN 6については2020年から2010年に、CLMVについては2020年から2015年に前倒しすることが合意された。AIAは、CEPTと同様にスケジュール設定に基づいた一括引き下げ方式を採用し、また除外分野においても一時的な措置が設けてあり、実行プロセスはCEPTと共通していた。

これらAFTA・AIAを見ると、意思決定プロセスに関して、AFTAが直接的に首脳会議レベルまでのリンケージを有しているのに対し、AIAはAIA評議会による検討および合意がAEMおよびSEOMに上げられる意思決定プロセスを経ている点から、当時ASEANは

AFTAにより注力していた事実は否めない。しかしながら、それはAIAよりもAFTAをより重視していることを意味しない。AFTAが意思決定において首脳レベルへの直接的なプロセスを有しているのは、AFTAによって進められる財・サービス貿易の自由化工程が、途上国が多く存在するASEANにとって非常にセンシティブかつ困難な作業を伴い、そのため多くの交渉機会と細かい調整が必要になるからである。G-14 提言とAERU提言に基づいて始動したこれらの新たなASEAN経済協力において、それらの提言に共通するのは、積極的な域外資本受入れ姿勢を明確にしていることである。すなわち、それら諸提言の背景に存在する危機感の基になる国際経済情勢を鑑みれば、AFTAだけでなくAICOに深く関連するAIAの進展は大前提かつ必須なのである。

3.2 ASEAN経済協力からAECへ

先述したSBMおよびHPAは、AFTA・AIAに関するリスケジュールだけではなく、現在進められているAEC創設において重要な契機となった。どちらも、1997年アジア通貨危機を受けて出されたASEANの行動指針であるが、SBMはASEAN全体による経済復興策としてAFTA・AIA・AICOを位置付け、その強化を図ったものであり⁵³、HPAは1997年12月に採択された「ASEAN Vision 2020」を踏襲した1999年から2004年にかけての総合的な行動計画である⁵⁴。アジア通貨危機および中国経済の台頭を含む国際経済情勢が、当時ASEANに大きな危機感を抱かせていたことは、この2つの宣言に象徴されている。そしてその危機感は、その後の1999年11月の第3回非公式ASEAN首脳会議までのAFTA・AIA創設に関するリスケジュールへと繋がった。

また、この頃から、AFTA・AIAに代表される自由市場の形成だけでなく、将来の経済統合を見据えた取り組みが急速に展開され、2000年11月の第4回非公式ASEAN首脳会議において新旧加盟国間の開発格差を是正することを目的に採択された「ASEAN統合イニシアティブ」(Initiative for ASEAN Integration ; IAI)、そしてHPAで決定された行動計画を具現化し、2001年11月の第7回ASEAN首脳会議において採択された「ASEAN統合ロードマップ」(Roadmap for Integration of ASEAN ; RIA) は⁵⁵、まさにその象徴であった。

その後、経済統合に向けた取り組みは急速に進み、2003年10月の第9回ASEAN首脳会議において採択された「ASEAN協和宣言II」(Declaration of ASEAN Concord II, Bali Concord II) では、ASEAN Vision 2020に基づき、ASCC、APSC⁵⁶、AECの枠組みによるAC創設が明記され、AECについてはIAI・RIAに対する取り組みも重視された⁵⁷。また、

同首脳会議およびASEAN共和宣言IIでは、民間部門の参加を伴うより積極的な域内経済統合の深化と拡大が重視され、それを受けて2004年11月の第10回ASEAN首脳会議では、農産物加工品、漁業、木製品、自動車、電子機器、ゴム製品、衣料品、観光、ヘルスケア、航空の11項目を統合優先分野として位置付けた「ASEAN優先分野統合枠組み合意」(ASEAN Framework Agreement for the Integration of Priority Sectors)が締結された⁵⁸。そして同首脳会議においては「ビエンチャン行動計画2004-2010」(Vientiane Action Programme 2004-2010; VAP)が採択され、ASEAN 6が2010年およびCLMVが2015年としていた関税撤廃期限の再確認、非関税障壁(Non-Tariff Barriers; NTBs)の透明性確保、そしてCEPT原産地規則の踏襲を含むAEC創設に向けた具体的取り組みが明記され、また、それまでASEANにおいて具体的に作成されたことの無かった行動規範の作成が決定された⁵⁹。最終的に、2007年1月の第12回ASEAN首脳会議の「セブ宣言」(the Cebu Declaration)において、2015年までにAECを設立することが決定されると同時に、VAPにおいて決定されていた行動規範であるASEAN憲章が承認され⁶⁰、同年11月の第13回ASEAN首脳会議では「ASEAN経済共同体ブループリント宣言」(Declaration on the ASEAN Economic Community Blueprint)が採択された⁶¹。現在はこのブループリントに従い、2015年までに経済共同体を創設すべく包括的な取り組み行われている⁶²。

まとめ

これまで見てきたように、ASEAN経済協力は、1970年代から1980年代にかけて国連調査報告書に基づき、集团的輸入代替重化学工業化としてPTA・AIC・AIPの失敗を経験しながらも、その後、小規模工業化協力であるAIJV・BBCを存続させた。そして1980年代後半にG-14およびAERUによる提言に基づき、自由貿易・投資地域創設となるAFTA・AIA、そして工業化協力の流れを引き継ぐAICOを実施してきた。また、それらの経済協力は、1997年アジア通貨危機や域外経済環境の変化によって生じた危機意識の醸成によってリスケジュールと制度拡充を繰り返し、そして、ASEAN Vision 2020からセブ宣言までの包括的経済統合に向けた一連の取り組みによって、ブループリントの作成へと至ったのである。また、その過程において度々見られたASEAN Wayは、利害衝突による機構瓦解を防ぎ、さらに各スキームに柔軟性を付与することで、スケジュール設定に基づくスキームの一括施行を可能にしてきたが、これも包括的経済統合における必要性に応じてASEAN憲章の策定をもたらした。

これまでに見てきたASEAN経済協力における加盟国の努力は、長きにわたった取り組みの成果として、2015年のAEC創設によって大きく結実することになるだろう。しかしながら、2008年のリーマンショックなど、その後の国際経済を取り巻く環境は政治問題をはらみながら現在も大きく変化している。現在、ASEAN周辺には、加盟国が当事者となる政治的・社会的な問題が未だに多く残存しており、それらがAEC創設の弊害となる可能性も存在している。AEC創設まで残すところわずか1年となる今日、ASEANにはそうした様々な問題に対してAECを含むACの枠組み全体で、そして域外国・地域との連携およびダイアログを通じて、着実に解決することが求められるであろう。

注

- 1 ASEAN Secretariat (2008) a, p. 2.
- 2 Thambipillai (1985), pp. 11-13、およびAcharya (2001), pp. 67-70.
- 3 吉川敬介 (2010) .
- 4 ASEAN Secretariat (2008) b, p. 23.
- 5 吉川敬介 (2010) .
- 6 この報告書は、「Economic Cooperation among Member Countries of the Association of South East Asian Nations — Report of a United Nations team」として、国連の『Journal of Development Planning No.4』(1974) に収録されている。
- 7 この国連報告書は、1976年に採択されたASEAN協和宣言に反映されたが、インドネシアが自由貿易協定(Free Trade Agreement, FTA)に反対姿勢を取っていたことなどから、国連チームが提案していた①についての長期目標である「ASEAN自由貿易地域」の形成を「特惠貿易制度」の確立へと変更している。清水一史 (1998), p. 38.
- 8 こうしたASEANの経済協力に対する本格的な取り組みは、それを運営していく上での制度化を必要とした。1977年にマニラで開かれた第3回AEMでは、経済協力に対応する委員会の強化が決定されることとなる。この決定によって、食料・農業・林業委員会 (Committees on Food, Agriculture, Forestry, COFAF)、工業・鉱物・エネルギー委員会 (Committees on Industry, Minerals and Energy, COIME)、貿易・観光委員会 (Committees on Trade and Tourism, COTT)、財政・金融委員会 (Committees on Finance and Banking, COFAB)、運輸・通信委員会 (Committees on Transportation and Communication, COTAC) という5つの委員会が設置され、また後述するAICとの関係の中でASEANはASEAN商工会議所連合 (ASEAN Chambers of Commerce and Industry Council, ASEAN-CCI) などの民間部門との連携を強めていった。
- 9 ASEAN Secretariat (1988), p. 154, p. 181, p. 293.
- 10 Ibid., (1988), pp. 297-298.
- 11 山影進 (1997), p. 68.
- 12 同会議では、フィリピンとマレーシアが鉄鋼を、そしてシンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピンが石油化学をめぐって対立し、事実上これら2分野におけるAIP実施は棚上げされ、それ以降の進展は見られなかった。ASEAN Secretariat (1988), p. 180.
- 13 同会議においては、インドネシアおよびマレーシアが担当した尿素肥料プロジェクトに関する基本合意も調印が行なわれた。ASEAN Secretariat (1988), pp. 261-270.

- 14 尿素肥料プロジェクトに関しては、インドネシアの実施調査報告書が1977年9月にバタヤで開催された第5回AEM、マレーシアの実施調査報告書が1978年6月にジャカルタで開催された第6回AEMにおいて承認され、そして1978年12月にクアラルンプールで開催された第7回AEMで両国とも基本合意について採択された。しかしながら、両国におけるプロジェクトの立ち上げは遅く、インドネシアは1984年、マレーシアは1985年に操業を開始した。タイのソーダ灰については、1978年12月にクアラルンプールで開催された第7回AEMで調査報告書が、そして1982年1月のクアラルンプールにおける第16回AEMで追加合意が承認されていたが、1984年2月にタイがプロジェクトの無期延期を発表し、それがタイ政府内で承認されたことから、事実上の停止状態へ陥る。結局1989年11月にブルネイで開催された第21回AEMで以前のソーダ灰からカリウム採掘プロジェクトに変更することで、タイのAIPプロジェクトは承認された。フィリピンにおける過燐酸肥料は、1979年9月にマニラで開催された第8回AEMにおいて調査報告書が承認されたが、1980年4月にシンガポールで開催された第9回AEMで紙・パルププロジェクトへ変更され、また1982年の第12回AEMでは銅製品へとAIP対象が変更されるが、こうした混乱による影響もあって結局頓挫してしまう。各AEM共同声明決定事項はASEAN Secretariat (1988), pp. 184-208. およびASEAN Secretariat (1991), p. 19. AIPに関する詳細についてはSriyamongkol (1988), pp. 133-139, pp. 197-200. および清水一史 (1998), pp. 51-56. を参照。
- 15 元となった国連報告書では、AICでは政府部門と民間部門の協力関係が重要と指摘されていたが、プロジェクト設立に向けてのCOIMEを通じたASEAN-CCIの努力と、宣言文において明らかなASEAN-CCI主導のプロジェクト推進内容はまさにそれを反映したものであった。ASEAN Secretariat (1988), pp. 271-273. AICをめぐるASEAN-CCIの動向についてはSriyamongkol (1988), pp. 228-229.
- 16 ASEAN Secretariat (1988), p. 192.
- 17 Suriyamongkol (1988), p. 229.
- 18 1978年6月にジャカルタで開催された第6回AEMにおいて、合弁事業に関する交渉促進について言及されており、経済協力への参加企業による合弁事業の推進については1970年代後半からその必要性が認識されていた。ASEAN Secretariat (1988), p. 192.
- 19 マルコス大統領は、工業化協力を請け負うASEANの民間投資者に対し、安定性および透明性を与えることを目的に、AIJVの重要性を強調した。また、当会議では最終計画案の策定期限を翌月の6月10日とし、6月14日～16日にシンガポールで開催される第15回AMMにおいて調印することを決定したが、最終的にはそのスケジュールは大幅に遅れることになる。ASEAN Secretariat (1988), pp. 197-198.
- 20 申請手続きにおいては、AICと同様に、COIMEを通じたASEAN-CCIおよび各国CCIの関与が存在し、民間部門主体によるスキーム運用の特徴が強く表れている。ASEAN Secretariat (1988), pp. 274-278.
- 21 「特惠マージン」=「譲許関税率」-「特惠税率」。
- 22 ASEAN Secretariat (1988), pp. 209-214.
- 23 ASEAN Secretariat (1991), pp. 45-48.
- 24 BBCスキームの詳細については清水一史 (1998), pp. 109-141 を参照されたい。
- 25 ASEAN Secretariat (1991), pp. 45-48.
- 26 その後、同年10月に同開催地で行なわれた非公式AEMにおいて具体的検討が進められた。ASEAN Secretariat (1988), p. 216.
- 27 ASEAN-CCI (1987), pp. 5-6, pp. 23-87.
- 28 Ibid., pp. 34-36.
- 29 AERUは1979年から活動していた。このAERU報告書はASEAN関連議事録には一切の記載が無いが、1987年7月9日に行なわれた第19回AEM (於：シンガポール) では、「G-14の提案を含む新たな取り組み」について議論されたとあり、同会議において取り扱われたと考えられる。ASEAN Secretariat (1988), p. 216.
- 30 またEUの経験から、ASEAN貿易地域の形成が、域外国からのFDI誘導をもたらすことを強調していた。ISEAS (1987), pp. 67-79.

- 31 ISEAS (1987), pp. 61-62.
- 32 HS条約における品目分類群。
- 33 ASEAN Secretariat (1992)a, b.
- 34 ASEAN Secretariat (1999)a, p. 5.
- 35 同会議では、その後開催されたWTO閣僚会議への期待についても言及され、WTOの設立がそれら投資をめぐるASEANの取り組みに影響を及ぼしていることが伺えた。ASEAN Secretariat (1999)a, p. 99.
- 36 修正案は*Protocol to Amend the Agreement among the Governments of Brunei Darussalam, the Republic of Indonesia, Malaysia, the Republic of the Philippines, the Republic of Singapore, and the Kingdom of Thailand for the Promotion and Protection of Investments Jakarta, 12 September 1996* として発効された。ASEAN Secretariat (1999)a, pp. 192-194.
- 37 ASEAN Secretariat (1999)c, pp. 119-132.
- 38 Ibid., pp. 226-238.
- 39 ASEAN Secretariat (1999)a, pp. 60-64.
- 40 Ibid., pp. 65-68.
- 41 ASEAN Secretariat (1999)b, p. 190.
- 42 運用規定となるAICO協定第6項および第7項によれば、具体的にはASEAN域内企業（現地資本比率30%以上）が、一次産品を除き、原材料、中間財、そして完成品他のASEAN諸国から輸入する場合、0～5%の特恵関税率が受けられるというものである。その認可を取る際には「AICOアレンジメント」という基準を満たし、ASEAN事務局へ申請を行わなければならない。ASEAN Secretariat (1999)b, pp. 188-189.
- 43 ASEAN Secretariat (1994), pp. 41-42.
- 44 Ibid., pp. 43-44.
- 45 1995年第8回会議では、TELの中に非加工農産品（Unprocessed Agricultural Products；UAP）が新設された。ASEAN Secretariat (1999)a, pp. 83-84.
- 46 SLおよびHSLは「センシティブおよび高度センシティブ品目のための特別議定書」（Protocol on the Special Arrangement for Sensitive and Highly Sensitive Products、以下SHSP議定書）によって規定された。SLは順次ILへ移行され、ASEAN 6については遅くとも2003年までには移行を開始し、2010年までに達成することが決められ、また、ベトナムは2013年、ラオスとミャンマーは2015年、そしてカンボジアは2017年までに移行を済ませることになっている。HSLは、ASEAN 6は基本的に2005年までILへの移行猶予が許可され、インドネシア、マレーシア、フィリピンがこの分類にコメ産品を適用させた。関税率はインドネシア、マレーシア20%、そしてフィリピンについてはCEPTの枠組みで決定される。ASEAN Secretariat (1999)c, pp. 113-117.
- 47 ベトナムのCEPT適用についてはASEAN Secretariat (1999)a, p. 69, p. 81、ラオスおよびミャンマーのCEPT適用についてはASEAN Secretariat (1999)b, p. 117、カンボジアのCEPT適用についてはASEAN Secretariat (1999)c, p. 142を参照されたい。
- 48 ASEAN Secretariat (1999)a, pp. 74-76, pp. 133-139.
- 49 また、第31回AMMでは、「CEPTスキームの実施および経済復興のためのエンジンとしてのASEAN域内貿易の重要性を強く認識する」という認識が外ららによって共有されていた。ASEAN Secretariat (1999)c, pp. 28-31, p. 55.
- 50 初期のILスケジュールについてはASEAN Secretariat (1994), p. 41、1994年修正はASEAN Secretariat (1999)a, p. 75、SBM修正はASEAN Secretariat (1999)c, p. 29を参照されたい。
- 51 第13回AFTA評議会ではスケジュールを前倒しただけでなく、それまで「0～5%」としていた目標関税率を「関税撤廃」へと変更した。同評議会の詳細については、ASEAN Secretariat (1999)c, pp. 139-143.
- 52 Ibid., pp. 30-31.
- 53 ASEAN Secretariat (1999)c, pp. 28-31.

- 54 Ibid., p. 7.
 55 ASEAN Secretariat (2002), p. 7.
 56 当時の段階では「ASEAN Security Community ; ASC」と表記。ASEAN Secretariat (2004), p. 10.
 57 ASEAN Secretariat (2004), pp. 9-11.
 58 ASEAN Secretariat (2005), pp. 72-77.
 59 Ibid., pp. 20-54.
 60 憲章の具体的内容については、ASEAN Secretariat (2008)bを参照されたい。
 61 ASEAN Secretariat (2008)a, pp. 2-4.
 62 Ibid., pp. 5-56.

参考文献

- 石川幸一 (2009), 「第1章 ASEAN経済共同体とブループリント」, 石川幸一・清水一史・助川成也 編著, 『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか』, ジェトロ.
 岡部達味 (1977) 編著, 『ASEANをめぐる国際関係』, 日本国際問題研究所.
 ——— (1989) 編著, 『ASEANにおける国民統合と地域統合』, 日本国際問題研究所.
 黒柳米司 (1977), 「第7章 ASEANにおける制御された対立」, 岡部達味 編, 『ASEANをめぐる国際関係』, 日本国際問題研究所.
 ——— (2003), 『ASEAN 35年の軌跡‘ASEAN Way’の効用と限界』, 有信堂.
 ——— (2006), 「アジア冷戦とASEANの対応—ZOPFANをてがかりに」, アジア政経学会, 『アジア研究 第52巻 第2号』.
 ——— (2005) 編著, 『アジア地域秩序とASEANの挑戦—「東アジア共同体」をめざして—』, 明石書店.
 清水一史 (1998), 『ASEAN域内経済協力の政治経済学』, ミネルヴァ書房.
 ——— (2009) a, 「序章 世界経済の構造変化とASEAN経済統合：域内経済協力のAECへの深化と東アジアへの拡大」, 石川幸一・清水一史・助川成也 編著, 『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか』, ジェトロ.
 ——— (2009) b, 「第2章 ASEAN憲章の制定とAEC」, 石川幸一・清水一史・助川成也 編著, 『ASEAN経済共同体—東アジア統合の核となりうるか』, ジェトロ.
 山影進 (1991), 『ASEANシンボルからシステムへ』, 東京大学出版会.
 ——— (1997), 『ASEANパワー』, 東京大学出版会.
 ——— (2001) 編著, 『転換期のASEAN—新たな課題への挑戦—』, 日本国際問題研究所.
 ——— (2003), 「第5章 ASEANから見た東アジア地域主義の意義」, 財務省委嘱, 『東アジア研究会報告 平成15年2月』.
 吉川敬介 (2010), 『ASEAN経済協力の変遷と進展メカニズム—国際情勢と外部提言への対応—』, 博士論文, 横浜国立大学.
 Amitav Acharya (2001), *Constructing a Security Community in Southeast Asia; ASEAN and the Problem of Regional Order*, London and New York, Routledge.
 ASEAN Secretariat (1992) a, *Singapore Declaration of 1992, Singapore, 28 January 1992*.
 ——— (1992) b, *Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area, Singapore, 28 January 1992*.
 ——— (1988), *ASEAN Document Series 1967-1988 Third Edition*, Jakarta.
 ——— (1989), *ASEAN Document Series 1988-1989 Supplementary Edition*, Jakarta.

- ASEAN Secretariat (1991), *ASEAN Document Series 1989-1991 Supplementary Edition*, Jakarta.
- (1994), *ASEAN Document Series 1992-1994 Supplementary Edition*, Jakarta.
- (1999) a, *ASEAN Document Series 1994-1995*, Jakarta.
- (1999) b, *ASEAN Document Series 1996-1997*, Jakarta.
- (1999) c, *ASEAN Document Series 1998-1999*, Jakarta.
- (2002), *ASEAN Document Series 2001*, Jakarta.
- (2003), *ASEAN Document Series 2002*, Jakarta.
- (2004), *ASEAN Document Series 2003*, Jakarta.
- (2005), *ASEAN Document Series 2004*, Jakarta.
- (2008) a, *ASEAN Economic Community Blueprint*, Jakarta.
- (2008) b, *THE ASEAN CHARTER*, Jakarta.
- ASEAN-CCI (1987), *ASEAN The Way Forward: The Report of the Group of Fourteen on ASEAN Economic Co-operation and Integration*, the Institute of Strategic and International Studies (ISIS).
- ISEAS (1987), *ASEAN The Tasks Ahead*, ASEAN Economic Research Unit, Institute of Southeast Asian Studies.
- Majorie L. Suriyamongkol (1988), *Politics of ASEAN Economic Cooperation*, Oxford University Press, Singapore.
- Pushpa Thambipillai and J. Saravanamuttu (1985), “ASEAN Negotiating Styles: Asset or Hindrance ?,” in Pushpa Thambipillai and Saravanamuttu, J., *ASEAN Negotiations; Two Insights*, Singapore, Institute of Southeast Asian Studies.